

(案)

業務委託契約書

1. 業務名称：下水道処理施設維持管理業務委託（那覇浄化センター）
2. 業務場所：①那覇浄化センター ②那覇処理区中継ポンプ場
③那覇処理区幹線 ④再生水送水管
3. 契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
4. 委託料：

金¥〇〇〇〇円也

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額¥〇〇円）

5. 契約保証金：第1章第5条の規定による

上記委託業務について、委託者沖縄県下水道事務所長（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証とするため本書2通作成し、それぞれ記名押印のうえ甲、乙各自1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者 住所 宜野湾市伊佐3丁目12番1号

名称 沖縄県下水道事務所

氏名 所長 〇〇〇〇 印

(乙) 受託者 住所

名称

氏名 印

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (共通事項)	1
第4条 (業務の概要)	2
第5条 (契約の保証)	2
第6条 (権利義務の譲渡等)	3
第7条 (一括再委託等の禁止)	3
第8条 (秘密の保持)	3
第9条 (優先関係)	4
第10条 (許認可)	4
第11条 (著作権の利用)	5
第12条 (著作権の侵害の防止)	5
第13条 (特許権等の使用)	6
第14条 (監督職員)	6
第15条 (総括責任者)	7
第16条 (有資格者の配置と取扱主任者の選任)	7
第17条 (業務関係者に関する措置要求)	7
第18条 (責任の負担)	8
第2章 運営開始準備	9
第19条 (従事職員の確保等)	9
第20条 (貸与品等)	9
第21条 (保険の加入)	9
第22条 (着手届の提出)	10
第3章 維持管理業務	11
第23条 (維持管理業務)	11
第24条 (業務計画)	11
第25条 (業務報告)	11
第26条 (中止による措置)	12
第27条 (臨機の措置)	12
第28条 (第三者への損害)	12
第29条 (緊急修繕)	13
第4章 業務委託料の支払い	14
第30条 (債務履行の確認)	14

第31条（業務委託料の支払い方法）	14
第32条（業務委託料の変更）	14
第5章 契約期間及び契約の終了	16
第33条（完了届の提出）	16
第34条（引継事項）	16
第35条（瑕疵担保）	16
第36条（乙の債務不履行による契約解除）	16
第37条（甲の債務不履行による契約の解除）	17
第38条（法令改正による契約解除）	17
第39条（不可抗力による契約解除）	18
第40条（暴力団排除対策に係る契約解除）	18
第41条（予算の減額又は削除による契約解除）	18
第6章 法令改正等	19
第42条（法令改正等）	19
第43条（法令改正等による費用の扱い）	19
第7章 不可抗力等	21
第44条（不可抗力等）	21
第45条（不可抗力による費用の扱い）	21
第46条（不可抗力に至らない事象）	21
第8章 雑則	23
第47条（本契約の変更）	23
第48条（公租公課の負担）	23
第49条（乙による協議申入れ）	23
第50条（談合等不正行為があった場合の違約金等）	23
第51条（紛争の解決）	24
第52条（エネルギー管理員の選任）	24
第53条（エネルギー管理員の職務）	25
第54条（エネルギー管理員の義務）	25
第55条（解釈）	25
別紙1 用語の定義	26
別紙2 本件施設	29
別紙3 契約解除の場合における取扱い	30
別紙4 令和6年度支払計画書	32

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本件業務を円滑に実施するために必要な合意事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 別段の定めがある場合を除き、本契約において用いられる用語の定義は、別紙1の用語の定義に定められた意味を有する。

2 本契約における各条項の見出しは、参照のための便宜のものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

(共通事項)

第3条 甲及び乙は、本契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、業務委託仕様書に従い、法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約と共に、業務委託仕様書に定める事項が適用されることを確認する。
- 3 乙は、本契約書に記載の業務を、本契約書に記載の運営期間内に履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を乙に支払う
- 4 甲又は乙が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、甲又は乙は、未払額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)の第8条に規定された計算方法により、遅延日数に応じた違約金の率の割合で計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。ただし、計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは、甲及び乙は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 甲は、本契約に基づいて生じた乙に対する債権及び債務を、法令の範囲内において相当額で相殺することができる。
- 6 本契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、勧告、申出、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。なお、甲及び乙は、当該申請等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。
- 7 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して、甲と乙の間で用いる計量単位は、本契約書、業務委託仕様

書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 10 本契約書及び業務委託仕様書における期間の定めについては、本契約書、業務委託仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。
- 12 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とする。

（業務の概要）

第4条 乙は、本件業務及びこれらに付随又は関連する一切の業務を行う。

- 2 乙は、本件業務を実施する上で必要となる、別紙2に示す甲の所有する本件施設及び付帯する工作物、貸与品等の使用許可を、本契約に定める期間、甲から取得するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、本件施設及び付帯する工作物、貸与品等について、抵当権、担保権の設定その他一切の権利の処分を行ってはならない。

（契約の保証）

第5条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付。
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供。
 - 三 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証。
 - 四 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
 - 五 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は（第4項において「保証の額」という。）、業務委託料の100分の10以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 沖縄県財務規則第101条に該当する場合は、契約の保証を免除し、第1項から第4項は適用しない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、本契約により生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。また、本契約に基づく権利について、質権その他の担保の目的に供することはできない。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が業務委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
 - 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、あらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
 - 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が業務委託仕様書で示した「その他、簡易な業務」を委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
 - 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

- 第8条 乙は、本件業務に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外の場合について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
- 一 開示されるまでに、既に公知である場合。
 - 二 甲が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを、承諾した場合。

- 三 乙が甲より情報を受領した後、乙の責に帰すべき事由によらずに公知となった場合。
 - 四 乙が第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - 五 乙が本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して乙に開示された情報を除く。
 - 六 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、乙が法令・条例上必要である範囲内で開示する場合。
 - 七 乙が弁護士、公認会計士又は税理士に対して、相手方に守秘義務を負わせた上で、必要な範囲内において開示する場合。
 - 八 乙が委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結者に対して、相手方に守秘義務を負わせた上で、必要な範囲内において開示する場合。
 - 九 甲が委託した第三者に対して、乙が情報を開示する場合。ただし、第三者が乙の営業の部類に属する取引を行っている場合を除く。
- 2 乙は、本件業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
 - 3 乙は、秘密情報を記載した書類の複製を作成する場合には、甲の承諾を受けなければならない。
 - 4 乙から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第1項から第3項までの違反は、乙による違反とみなす。
 - 5 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を本件業務の履行目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。
 - 6 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年3月31日沖縄県条例第2号）の規定に準拠し、本件業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 7 本条の義務は本契約終了後も存続するものとする。

（優先関係）

第9条 この契約書、業務委託仕様書及び入札資格要件等説明書の記載内容に、矛盾又は齟齬がある場合は、契約書、業務委託仕様書、入札資格要件等説明書の順に優先して適用されるものとする。

（許認可）

第10条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、乙が自己の責任及び費用負担において取得する。また、乙が本契約に基づく義務を履行するため必要となる一切の届出及び報告は、乙の責任及び費用負担において作成し、提出す

る。ただし、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 甲は、乙による前項の許認可の取得又は届出について、乙から書面による協力の要請を受けた場合には、法令の範囲内において必要に応じて協力する。
- 3 乙は、自らの許認可の取得又は届出の遅延により増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令改正又は不可抗力により遅延した場合には、甲が負担するものとする。
- 4 甲が申請すべき許認可の取得及び届出を遅延した場合、又は甲が第2項の協力を怠ったことにより乙が申請すべき許認可の取得又は届出が遅延した場合、甲は、乙に対し、当該遅延により乙に生じた損害を賠償する。

(著作権の利用)

第11条 甲は、乙から提出された関連書類について、甲の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）

を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。

- 2 甲は、本件関連データについて、本件業務のためにこれを無償で利用できる権利を有するものとし、その権利は、本件業務のために利用する限りにおいて、本契約終了後も存続する。
- 3 関連書類及び本件関連データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、同法に定めるところによる。
- 4 乙は、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、次の各号の行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。

(1) 著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に規定する権利の行使

(2) 著作権の譲渡及び承継

(著作権の侵害の防止)

第12条 乙は、関連書類及び本件関連データを利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものではないことを甲に保証する。

- 2 乙は、前条に規定する甲による関連書類及び本件関連データの利用のために第三者からの許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、甲のために必要な許諾等を取得する。
- 3 乙は、関連書類及び本件関連データを利用する行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、乙がその賠償額

を負担し、又は必要な措置を講ずる。甲が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、乙は、甲に対し、甲が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。ただし、損害の発生が甲の提案又は指示に起因する場合はこの限りではない。

(特許権等の使用)

第13条 乙は、特許権等の対象となっている本件施設、貸与品、材料等及び運転方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。ただし、甲がその本件施設、貸与品等、材料等及び運転方法等を指定した場合において、業務委託仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第14条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、業務委託仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 甲の意図する業務を履行させるための乙又は乙の総括責任者に対する業務に関する指示。
 - 二 この契約書及び業務委託仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - 三 この契約の履行に関する乙又は乙の総括責任者との協議。
 - 四 業務実施状況の確認、業務委託仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、業務委託仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
- 6 甲が監督職員を置かない場合には、本契約に定める監督職員の権限は、甲に帰属する。

(総括責任者)

第15条 乙は、運営期間中、本件業務の全体について総合的に調整を行う総括責任者及び副総括責任者を浄化センターに置き、業務委託仕様書の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらのものを変更したときも同様とする。

- 2 乙は、原則として総括責任者及び副総括責任者の変更はできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、書面による甲の事前の承諾を得ることにより、前項に基づき通知した総括責任者又は副総括責任者を変更することができる。
- 3 総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - 一 本契約書及び業務委託仕様書等に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理及び従業員の指揮、監督を専任して行う。
 - 二 業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第17条第1項及び第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約書に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
- 5 副総括責任者は総括責任者を補佐し、総括責任者が傷病、欠勤その他職務を遂行することができない場合、当該期間に限り臨時的な措置をして総括責任者と同一の権限と責任を有する。

(有資格者の配置と取扱主任者の選任)

第16条 乙は、運営期間中本件業務の実施に必要な法定資格者並びに取扱主任者を浄化センターに置き、業務委託仕様書の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらのものを変更したときも同様とする。

- 2 乙は、原則として取扱主任者の変更はできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、書面による甲の事前の承諾を得ることにより、前項に基づき通知した取扱主任者を変更することができる。

(業務関係者に関する措置要求)

第17条 甲は、総括責任者又は副総括責任者とその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 甲は、乙の使用人若しくは乙から業務を委任され、若しくは請け負った者で、業務

の履行及び管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 乙は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に書面により甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、甲がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に書面により、乙に通知しなければならない。

(責任の負担)

第18条 乙は、本契約に従い甲が確認、通知することとされている事項について、甲が確認、通知したことをもって、本件業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

第2章 運営開始準備

(従事職員の確保等)

第19条 乙は、運営期間開始日に先立ち、従事職員を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の従事職員の名簿を、業務委託仕様書に規定された期日までに、甲に提出しなければならない。
- 3 第1項及び前項の規定は、従事職員に異動があった場合には、異動後の従事職員について、それぞれ適用する。

(貸与品等)

第20条 甲が乙に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、種類、数量、引渡場所及び引渡期間は、業務委託仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の品名、種類、数量等が業務委託仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知する。
- 3 甲は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該貸与品等に代えて他の貸与品等を引き渡し、貸与品等の品名、種類、数量等を変更し、又は理由を明示した書面により、当該貸与品等の使用を乙に請求する。
- 4 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、種類、数量、引渡場所、引渡期間を変更することができる。
- 5 乙は、第1項の規定により貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 6 乙は、この契約が終了した場合その他甲が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 7 乙は、業務委託仕様書の変更等によって、不要となった貸与品等は甲に返還しなければならない。
- 8 乙は、自己の故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(保険の加入)

第21条 乙は、自らの責任と費用負担により、本件業務に関して、業務委託仕様書に定める保険に加入しなければならない。

- 2 乙は、前項にかかわらず、自らの責任と費用負担により、本件業務の実施に必要と

なる保険に加入することができる。

- 3 乙は、自らが保険加入者であるか否かを問わず、前各項による保険に関する証書及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに甲に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。
- 4 乙が第1項及び第2項により加入された保険を更新した場合においても、乙は、前項の規定に従わなければならない。

（着手届の提出）

第22条 乙は、本件業務を開始した場合、直ちに着手届を作成し、甲の確認を受ける。

第3章 維持管理業務

(維持管理業務)

第23条 乙は、業務委託仕様書に定める条件に従い、本件業務を行う。

- 2 本契約に特段の定めがある場合を除き、甲又は乙に増加費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 甲の責めに帰すべき事由により、本件業務について増加費用及び損害が発生した場合には、甲が当該増加費用及び損害を負担する。
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により、本件業務について増加費用及び損害が発生した場合には、乙が当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 法令の改正又は不可抗力により、本件業務について増加費用又は損害が発生した場合には、第6章又は第7章に従う。

(業務計画)

第24条 乙は、業務委託仕様書に規定された期日までに、業務委託仕様書に記載された条件を満たす業務計画を作成し、甲の確認を受ける。

- 2 甲は、前項により提出された業務計画が業務委託仕様書と一致していない場合、その他合理的な必要があると認めるときは、乙に対してその修正を求めることができる。
- 3 甲及び乙は、業務計画の作成にあたって協議することができる。かかる協議を行った場合、乙は、その協議の結果に従って業務計画を作成しなければならない。
- 4 この契約書の他の条項の規定により運営期間又は業務委託仕様書が変更された場合において、甲は必要があると認めるときは、乙に対して業務計画の再提出を求めることができる。
- 5 乙は、甲の指示によるもの以外において、原則として業務計画を変更できない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、甲の事前の書面による承諾を得ることにより、業務計画を変更できる。
- 6 前項に規定する業務計画の変更(甲の責めに帰すべき事由による変更を除く。)により、費用の増加が発生する場合には、別段の定めがある場合を除き、乙の負担とする。

(業務報告)

第25条 乙は、業務委託仕様書に規定された期日までに、業務委託仕様書に規定された業務報告を作成し、甲に提出する。

- 2 乙は、前項の業務報告を運営期間の終了時まで保管する。

(中止による措置)

第26条 甲は、回復不可能な損害が発生し、本件業務に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、乙に本件業務の全部又は一部の停止を命じた上で、当該業務を甲が直接実施することができる。この場合において、乙は、甲による本件業務の実施に協力する。

- 2 前項の措置を講じたことにより甲又は乙に費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 甲の責めに帰すべき事由により、費用及び損害が発生した場合には、甲が当該増加費用及び損害を負担する。
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により、費用及び損害が発生した場合には、乙が当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 法令の改正又は不可抗力により、費用及び損害が発生した場合には、第6章又は第7章に従う。

(臨機の措置)

第27条 乙は、本件業務の履行にあたり、事故が発生したとき又は事故が発生する恐れのあるときは、甲の指示を受け、又は甲と乙が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急時又はやむを得ない事情があるときは、乙の判断により臨機の措置をとること。

- 2 前項の場合において、乙は、その措置の内容を、直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとるよう請求することができる。この場合において、乙は速やかにこれに応じなければならない。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に係る増加費用が乙に発生した場合には、乙が本件業務の範囲内において負担することが適当ではないと認められる部分の増加費用については、甲は、乙との協議により定めるものとする。

(第三者への損害)

第28条 乙は、運営期間中、本件業務に関して第三者への損害を及ぼした場合には、直ちに甲に報告し、当該第三者に対して、かかる損害を賠償する。

- 2 前項の本件業務に関して生じた第三者への損害が、施設そのものの構造上の欠陥や甲の委託した警備の不備による場合には、甲が、そのかかる損害を賠償する。
- 3 第1項で規定された第三者の損害に関して甲が当該第三者に対して金銭を支払っ

た場合には、乙は、当該金銭に相当する金額を甲に対して補償する。

- 4 乙が本件業務に関して、甲の責めに帰すべき事由により第三者が被った被害を賠償する法令上の義務を負った場合には、甲は、乙が当該賠償義務を負ったことにより乙に発生した合理的な増加費用を負担する。

(緊急修繕)

第29条 甲は、幹線管渠からの漏水、設備機器の故障等により処理に重大な影響を及ぼす場合、又は第三者へ被害を及ぼすおそれがある場合等、被害の拡大を防ぐために緊急に修繕する必要があると判断した場合は、乙に対して緊急修繕を要請することができる。乙は、原則として、その要請に従うこと。

- 2 前項の規定により修繕を行った場合において、その原因が受託者の責によるものではなく、受託者が負担することが適当でないと認められる部分については、委託者の負担とし、別途変更協議を行う。
- 3 乙は、第1項の緊急修繕を完了した場合、緊急修繕完了報告書を提出し、甲にその確認を受ける。
- 4 甲は、乙から提出された緊急修繕完了報告書により、乙による業務履行結果を検査する。
- 5 前項の検査の結果、甲が不合格と認めた場合は、甲は乙に対して改善するよう請求することができる。その場合、乙は速やかに改善し、改めて前項の検査を受けるものとする。
- 6 甲は、第4項の検査により、乙による緊急修繕履行結果を合格と認めた場合、乙に対し緊急修繕検査合格通知書により通知する。乙は、当該通知がなされた後、甲に対し緊急修繕委託料に係る請求書を提出する。
- 7 甲は、緊急修繕委託料を、乙の甲に対する請求書が甲により適法に受理された日から30日以内に、乙に支払わなければならない。

第4章 業務委託料の支払い

(債務履行の確認)

第30条 乙は、毎月の業務を完了した場合、業務部分完了報告書を提出し、甲にその確認を受ける。

- 2 甲は、乙から提出された業務部分完了報告書により、乙による業務履行結果を検査する。
- 3 前項の甲による検査の結果、甲が不合格と認めた場合、甲は、乙に対して改善を請求することができる。
- 4 前項の場合、乙は速やかに改善し、改めて第2項に規定した甲による検査を受けるものとする。
- 5 債務履行の確認が運営期間中の最終月の場合、前項までの業務部分完了報告書は業務完了報告書に読み替えて、適用されるものとする。

(業務委託料の支払い方法)

第31条 甲は、前条により、乙による業務履行結果が合格と認めた場合、乙に対し部分完了検査合格通知書若しくは完了検査合格通知書により通知し、乙は、当該通知がなされた後、甲に対し業務委託料の請求書を提出する。

- 2 甲は、別紙4「令和6年度支払計画書」に基づく業務委託料を毎月乙に支払う。この場合において、当該月の業務の実施が一月に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 3 甲は、業務委託料を、乙の甲に対する請求書が甲により適法に受理された日から30日以内に、乙に支払わなければならない。

(業務委託料の変更)

第32条 甲は、本契約の各条項の規定に従って、業務委託料の金額を変更することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、業務委託料の変更を請求できる。ただし、請求日から運営期間終了日まで、2ヶ月以上の期間があることとし、業務委託料の100分の1を超える額を変更の対象とする。
- 3 前各項の場合において、業務委託料の変更額は甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

- 4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第5章 契約期間及び契約の終了

(完了届の提出)

- 第33条 本契約は、本契約に特段の規定がない限り、運営期間終了日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。
- 2 乙は、本件業務を完了したときは、直ちに完了届を、甲に提出しなければならない。

(引継事項)

- 第34条 乙は、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。
- 2 乙は、甲又は甲の指定する第三者が運営期間終了後本件業務を引き続き行うことができるよう、業務委託仕様書に規定された期間、引継事項を説明するほか、本件業務の承継に必要な手続を行う。
 - 3 前項の手続において、甲又は甲の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、乙に増加費用及び損害が発生した場合には、乙は、当該増加費用及び損害を、甲又は甲が指定する第三者に請求することができる。

(瑕疵担保)

- 第35条 甲は、運営期間終了後、乙による本件業務の履行結果を起因とした本件施設の瑕疵があった場合は、乙に当該瑕疵に対する損害請求を行うことができる。
- 2 前項の場合、甲は、本契約の終了から180日までの間、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補（備品にあつては交換とする。）を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、1年間とする。

(乙の債務不履行による契約解除)

- 第36条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に通知し、本契約を解除することができる。
- 一 乙の責めに帰すべき事由により、運営期間開始日より30日経過しても本件業務の履行を開始できないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 乙が本件業務を放棄し、30日以上にわたりその状態が継続したとき。
 - 三 乙又は乙の代理人その他乙の使用人が、甲の職員の監督又は検査を妨げたとき。
 - 四 乙の取締役会において、乙に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生

手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（乙の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。

五 乙が本件業務又は本件業務に係る入札手続に関して、重大な法令の違反をしたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

2 乙の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、甲は、乙に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、乙に通知し、本契約を解除することができる。

一 乙が、甲に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

二 乙が、連続して 30 日以上、業務委託仕様書の内容に従った維持管理業務を行わないとき。

三 乙が、第 37 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

3 前二項の規定により本契約が終了する場合の甲からの支払等については、別紙 3 の規定に従う。

（甲の債務不履行による契約の解除）

第 37 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に通知することにより、本契約を解除することができる。

一 甲が、本契約上に従って支払うべき業務委託料の支払を遅延し、乙から催告を受けてから 60 日を経過しても当該支払義務を履行しないとき。

二 甲が、本契約上に基づく重要な義務違反により本件業務の実施が困難となり、乙が催告しても 60 日以内に是正しない場合。

三 甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となったとき。

2 前項の規定により本契約が終了場合の甲からの支払等については、別紙 3 の規定に従う。

（法令改正による契約解除）

第 38 条 第 42 条第 2 項の協議を行ったにもかかわらず、法令の改正により、甲が本件業務の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、同条 5 項にかかわらず、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項の場合の解除に伴う甲からの支払等については、別紙 3 の規定に従う。

(不可抗力による契約解除)

第39条 第44条第2項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本契約の変更について合意が得られない場合には、甲は、同条第5項にかかわらず、乙に通知の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項の場合の解除に伴う甲からの支払等については、別紙3の規定に従う。

(暴力団排除対策に係る契約解除)

第40条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できる。

一 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に被害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

四 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど認められるとき。

2 前項各号の場合の解除に伴う甲からの支払等については、別紙3の規定に従う。

(予算の減額又は削除による契約解除)

第41条 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約に定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において、本契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。

第6章 法令改正等

(法令改正等)

第42条 甲又は乙は、法令が改正されたことにより本契約上の義務の履行が不能となる場合、本契約若しくは業務委託仕様書の変更が必要になる場合、履行に要する費用が増加する場合、又は、これらの事象が起これらと合理的に想定される場合には、速やかにその内容を本契約の相手方当事者に対して通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約又は業務委託仕様書の変更並びに増加費用の負担、増加費用の軽減方法若しくは費用の減額等について協議しなければならない。乙は、法令改正又はこれに伴う本契約及び業務委託仕様書の変更により増減する費用の詳細（増加費用の軽減方法の検討に関する資料を含む）について、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、乙は、法令改正により甲に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 甲は、運営期間開始後、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する業務委託料の支払いにおいて、乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 5 第2項の協議にもかかわらず、改正された法令の公布日から60日以内に本契約の変更について合意が得られない場合には、甲は、法令改正の対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本件業務を継続する。

(法令改正等による費用の扱い)

第43条 法令の改正により、本件業務につき乙に合理的な増加費用及び損害が発生した場合において、次の各号に該当するときには、その増加費用及び損害費用を甲が負担し、それ以外の法令の改正については乙が負担する。

- 一 本件業務に直接関係する法令の新設及び改正の場合。
- 二 消費税率及び地方消費税率変更の場合。
- 2 法令の改正により、本件業務について乙の負担する費用が減少した場合において、次の各号に該当するときには、甲は業務委託料の減額を行う。
 - 一 本件業務に直接関係する法令の新設及び改正の場合。
 - 二 消費税率及び地方消費税率変更の場合。
- 3 第1項及び第2項において、1回の法令改正に係る費用については、甲乙協議により、その費用負担額を定める。ただし、消費税率及び地方消費税率の変更が生じた

場合を除く。

- 4 第1項及び第2項に規定された本件業務に直接関係する法令の新設及び改正の場合において、法人税その他の税制改正及び営利法人に一般的に適用される法令の新設及び改正は含まれないものとする。

第7章 不可抗力等

(不可抗力等)

- 第44条 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。
- 2 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため、速やかに本契約又は業務委託仕様書の変更及び損害額の負担等について協議しなければならない。
 - 3 乙は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、乙は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により甲に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
 - 4 甲は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する業務委託料の支払いにおいて、乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
 - 5 第2項の協議にもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から60日以内に本契約の変更(運営期間開始日の変更を含む。)について合意が得られない場合には、甲は、不可抗力の対応方法(運営期間開始日の変更を含む。)を乙に通知し、乙はこれに従い本件業務を継続する。

(不可抗力による費用の扱い)

- 第45条 不可抗力により、本件業務につき乙に合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、甲及び乙双方が協議して定める。
- 2 前項の場合において、協議開始の日から30日以内に協議が合意しない場合には、甲がそれを定め、乙に通知するものとする。

(不可抗力に至らない事象)

- 第46条 乙は、甲及び乙いずれの責めに帰すべき事由によらない場合であって、不可抗力に至らない事象(乙が通常予見可能な、甲及び乙に帰責事由のない風水害等の事象を含む。)が発生したときは、自らの責任及び費用負担においてこれに対応し、本件業務を履行する義務を負う。
- 2 前項の事象により、乙が合理的な対応を行っているにもかかわらず、本契約の規定に従った業務の遂行ができなくなった場合には、乙は、直ちにこれを甲に通知する。
 - 3 甲は、前項の通知を受けた場合には、乙と協議の上、当該事象により本件業務に生じた影響を除去するために必要な猶予期間を定める。ただし、前項の通知受領後7日以内に協議が整わない場合には、甲は、合理的な猶予期間を決定して乙に通知す

- る。乙は、その猶予期間中に当該事象により本件業務に生じた影響を除去する。
- 4 前項の場合が運営期間の開始後である場合、乙は、その猶予期間中に限り、本契約の履行義務を免れる。ただし、前項の除去に要する費用並びに、当該事象により発生した増加費用及び損害は、甲及び乙双方が協議して定める。なお、甲は、業務委託料の支払において、乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
 - 5 前項の場合において、協議開始の日から 30 日以内に協議が合意しない場合には、甲がそれを定め、乙に通知するものとする。

第8章 雑則

(本契約の変更)

第47条 本契約は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

(公租公課の負担)

第48条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて乙の負担とする。甲は、乙に対して本件業務の履行の対価及びこれに対する消費税相当額(消費税及び地方消費税)を支払うほか、本契約に関連するすべての租税について本契約に別段の定めある場合を除き負担しないものとする。

(乙による協議申入れ)

第49条 乙は、本件業務等を継続することが困難な事情が生じたときは、本契約の全部又は一部の終了その他の事項に関し、甲に対して協議を申し入れることができ、甲は、その申し入れに合理的な理由があると認めるときは、協議に応じるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第50条 乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料(この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命

令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、第3条第4項に定める率に相当する率を乗じて計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。

(紛争の解決)

- 第51条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、甲が定めたものに乙が不服のある場合、その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、いずれの当事者も中立的な調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合においては、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、甲乙それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総括責任者及び副総括責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第17条第3項の規定により乙が決定を行った後、若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあつせん又は調停の手続を請求することができない。
 - 3 調停人は、甲及び乙の合意により選定する。調停人は、紛争の内容に応じて単数又は複数の調停人がその任に当たるものとする。
 - 4 調停人の地位を受任することにより利益相反が生じるものは、調停人に選任されることはできない。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(エネルギー管理員の選任)

- 第52条 甲は、乙が乙の従業員でエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。)第13条第1項各号に掲げる者の

うちから本業務委託におけるエネルギー管理員として甲に届け出たものを那覇浄化センターのエネルギー管理員に選任する。

- 2 甲は、前項においてエネルギー管理員に選任しようとする者が、省エネ法第 13 条第 1 項各号に掲げる者であること及び現にエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないことをあらかじめ確認するものとする。

(エネルギー管理員の職務)

第 5 3 条 前条で選任するエネルギー管理員は、那覇浄化センターに係る次の事項に関する業務を職務とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること。
- 三 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 17 条に定める報告書の作成事務及び省エネ法第 87 条第 3 項に定める報告書の作成事務に関すること。

(エネルギー管理員の義務)

第 5 4 条 エネルギー管理員は、その職務を自ら誠実に行うとともに、実施した業務の結果について、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、エネルギー管理員本人が業務を実施したことを確認するとともに、エネルギー管理員から報告を受けた業務の結果について確認し、当該報告を保存しなければならない。
- 3 甲は、エネルギー管理員のその職務を行う那覇浄化センターにおけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。
- 4 エネルギー管理員が選任された那覇浄化センターの職員及び本委託業務従事職員は、エネルギー管理員がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(解釈)

第 5 5 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

1. 「運営期間」
令和6年4月1日0時00分より令和7年3月31日24時00分までの期間をいう。
2. 「運営期間開始日」
「運営期間」の開始日をいう。
3. 「運営期間終了日」
「運営期間」の満了日をいう。
4. 「維持管理業務」
「本件施設」に係る以下の維持管理業務をいう。
 - ・庶務業務
 - ・運転操作監視業務
 - ・保守点検業務
 - ・水質試験業務
 - ・発生品処理業務
 - ・環境整備業務
 - ・記録作成及び報告業務
5. 「本件施設」
別紙2に示す、浄化センター及び中継ポンプ場、幹線管渠をいう。
6. 「本件業務」
「本件施設」に係る維持管理業務をいう。
7. 「監督職員」
乙による「本件業務」の適正かつ確実な履行を確保するために、甲の定めるところにより設置する甲の職員をいう。
8. 「総括責任者」
乙が「本件業務」の全体を総括させるために設置する者をいう。
9. 「副総括責任者」
乙が「総括責任者」を補佐するために設置する者をいう。
10. 「取扱主任者」
乙が、「本件業務」の専門的な各業務を主体的に実施させるために設置する者をいう。

- 1 1. 「従事職員」

乙が、「本件業務」の実施に必要な有資格者及び「本件業務」に従事させるために設置する者をいう。
- 1 2. 「関連書類」

乙が、本契約書及び業務委託仕様書等に基づき、本件業務に関連して作成された書類をいう。
- 1 3. 「本件関連データ」

乙が、本契約書及び業務委託仕様書等に基づき、本件業務に関連して作成された電子データ及びデータベース等をいう。
- 1 4. 「業務計画」

乙が、「本件業務」の実施に先立ち甲に提出する書類であり、「業務委託仕様書」に規定された「本件業務」全体の実施方針、スケジュール、方法等、実施計画を記した資料をいう。
- 1 5. 「業務報告」

乙が、「本件業務」を実施した結果を示す甲に提出する書類であり、「業務委託仕様書」に規定された各年度、各月次、毎日報告する資料をいう。
- 1 6. 「引継事項」

乙が、本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、業務委託仕様書に規定された内容を含む書類をいう。
- 1 7. 「業務委託料」

本契約に基づく乙の債務履行に対し、甲が乙に支払う一定の金額をいう。この契約締結後、「業務委託料」の変更があった場合には、変更後の「業務委託料」とする。
- 1 8. 「消費税」

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。
- 1 9. 「地方消費税」

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。
- 2 0. 「不可抗力」

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、甲及び乙のいずれにもその責めを帰すことのできない事由（経験ある管理者及び乙側の責任者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由。）をいう。なお、「不可抗力」の具体例は以下のとおり。

 - 一 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。
 - 二 人為的事象

戦争、戦争行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

三 その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の故意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

ただし、「法令の改正」は、「不可抗力」に含まれない。

2 1. 「法令」

法律、条例、政令、省令若しくは規則、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令若しくは仲裁判断その他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。

2 2. 「法令の改正」

本契約の締結時点における既存の「法令」の改正若しくは廃止又は新たな「法令」の新設をいう。

2 3. 「業務委託仕様書」

甲が、本契約締結時に乙に対して配布した「業務委託仕様書」をいう。

2 4. 「第三者への損害」

業務の履行によって発生した事故、施設の安全性の維持、管理の不備による事故などにより、第三者に身体的傷害や財物損壊を与えた場合をいう。本件業務に起因した、通常避けることができない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞の理由による第三者に損害を及ぼした場合も含む。

2 5. 「特許権等」

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。

別紙2 本件施設

本契約において、乙が本件業務を行う対象施設を以下に示す。

なお、施設の詳細は、業務委託仕様書に示す。

1. 浄化センター

施設名称	住 所
那覇浄化センター	那覇市西3丁目10番1号

2. 中継ポンプ場

施設名称	住 所
勢理客中継ポンプ場	浦添市整理客4丁目22-2
曙中継ポンプ場	那覇市港町1丁目3-9
奥武山中継ポンプ場	那覇市奥武山町316-3
住吉中継ポンプ場	那覇市住吉町1丁目(軍用地内)
古波蔵中継ポンプ場	那覇市古波蔵4丁目9-1
南風原中継ポンプ場	南風原町字津嘉山1542-4

3. 幹線管渠

施設名称
安謝幹線
那覇幹線
小禄幹線
南風原幹線
津嘉山幹線
再生水送水管

※廃止幹線の未間詰区間を含む

別紙3 契約解除の場合における取扱い

第1 乙の責めに帰すべき事由による解除

- 1) 運営期間開始後に本契約書本文第36条の規定により本契約が解除された場合には、乙は、甲に対して、業務委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払う。
- 2) 甲は、乙において調達又は設置済の乙の管理資産が存在する場合には、検査の上、検査に合格した乙の管理資産の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる（ただし、所有権は検査終了により甲に移転する。）。
- 3) 1)の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、甲は、増加費用及び損害が発生した場合において増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について乙に損害賠償を請求することができ、2)の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 4) 乙は、甲又は甲の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、乙が負担する。
- 5) 本契約書本文第36条に基づく解除を原因として、乙に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、甲は、乙に協議を申し入れることができる。

第2 甲の責めに帰すべき事由による解除

- 1) 運営期間開始後に本契約書本文第37条の規定により本契約が解除された場合には甲は、乙に対し、当該解除により乙に発生した増加費用及び損害を負担する。
- 2) 甲は、乙において調達又は設置済の乙の管理資産が存在する場合には、検査の上、検査に合格した乙の管理資産の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる（ただし、所有権は検査終了により甲に移転する。）。
- 3) 1)の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、乙は、増加費用及び損害が発生した場合において増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときには、その超過額について甲に損害賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4) 乙は、甲又は甲の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、甲が負担する。
- 5) 本契約書本文第37条に基づく解除を原因として、乙に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、甲は、乙に協議を申し入れることができる。

第3 法令改正・不可抗力による解除

- 1) 運営期間開始後に本契約書第38条又は第39条の規定により本契約が解除された場合において、甲は、乙において調達又は設置済の乙の管理資産が存在する場合には、

検査の上、検査に合格した乙の管理資産の買受代金を支払い、その所有権を取得する（ただし、所有権は検査終了により甲に移転する。）。

- 2) 乙が本件業務を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含む）があるときは、甲は当該費用を乙に支払う。なお、支払方法は、甲と乙が協議して定める。
- 3) 乙は、甲又は甲の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、甲が負担する。
- 4) 本契約書第 38 条又は第 39 条に基づく解除を原因として、乙に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、甲は、乙に協議を申し入れることができる。

第 4 暴力団排除対策に係る解除

- 1) 運営期間開始後に本契約書本文第 40 条の規定により本契約が解除された場合には、
第 1 乙の責めに帰すべき事由による解除を準用する。

別紙4 令和6年度支払計画書